

令和6年度東京労働局最低賃金・業務改善助成金周知強化期間実施要綱（第2弾）

～みんなでチェック！ TOKYO1163 さいちんキャンペーン第2弾～

1 目的

東京都最低賃金は、令和6年10月1日から時間額1,163円に改正された。

これを踏まえ、東京労働局では、改正された最低賃金額の周知と合わせて中小企業等に対する支援策として、生産性向上等により事業場内最低賃金を引上げやすい環境を整備するための業務改善助成金の利用促進に向けた周知広報を、本年9月及び10月を集中的取組期間として実施したところである。

今般、より一層の周知広報及び利用促進が必要であることから、再度、集中的取組を行うこととする。

2 取組期間

令和7年1月6日（月）～同年2月28日（金）

3 東京労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

（1）最低賃金と業務改善助成金の周知の徹底

ア 東京労働局長が出演する最低賃金と業務改善助成金の周知広報動画を制作し、次の各媒体ほかで放映予定。併せて、X東京労働局公式アカウントにおいて周知する。

- ① 東京メトロ全線及び都営地下鉄全線、首都圏のJR主要10路線及びゆりかもめの車内モニター
- ② 新宿アルタビジョン、渋谷スクランブル交差点4面ビジョン、伊勢丹立川ビジョン、東京ドームシティビジョン、サンシャインビジョン、赤羽METSビル壁面ビジョン
- ③ 東京労働局YouTube公式チャンネル
- ④ 東京労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所に設置したデジタルサイネージ
- ⑤ 地方公共団体のデジタルサイネージ

イ 東京労働局最低賃金オリジナルキャラクター「さいちん犬（※）」を活用した広報



（※さいちん犬）

(2) 業務改善助成金の利用促進

ア 東京労働局職員及び労働基準監督署幹部により、あらゆる機会を通じての地域団体等へ業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。

イ 労働基準監督署の監督指導、個別指導、訪問支援、集団指導等において業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。

なお、令和6年度は申請期限が令和7年1月31日であることに留意すること。